

令和5年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から10%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 7,741 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 157,675 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他
社会福祉	障害者福祉事業	34,473	24,518	0	0	925	9,030
	高齢者福祉事業	11,878	640	0	2,104	848	8,286
	児童福祉事業	6,984	4,344	400	308	179	1,753
	小計	53,335	29,502	400	2,412	1,952	19,069
社会保険	国民健康保険事業	8,593	0	0	0	798	7,795
	後期高齢者医療事業	23,119	3,876	0	0	1,787	17,456
	介護保険事業	26,654	0	0	0	2,476	24,178
	小計	58,366	3,876	0	0	5,061	49,429
保健衛生	保健事業	42,506		34,400	2,554	516	5,036
	予防事業	1,698	17	0	22	154	1,505
	健康増進事業	1,201	607	0		55	539
	高齢者保健事業費	569	0	0	540	3	26
	小計	45,974	624	34,400	3,116	728	7,106
合計		157,675	34,002	34,800	5,528	7,741	75,604

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。